

分かりにくい消費税

～免税は優遇？～

令和7年11月作成



さて、今回は、本来消費税の課税取引ではあるけれど、消費税が課税されない取引があり、そして、消費税が課税されない取引には「非課税取引」と「免税取引」があることまでお話ししました。今回は「非課税」と「免税」の違いについてお話しします。

どちらも消費税を納付する義務がないのであれば同じではないか？ と、いう様に考える人も多いと思います。しかし、消費税の納税義務者である事業者にとって、この二つは大きな違いがあります。その違いを理解するために、まず消費税がどのように計算されるのかを一部簡略化して簡単に説明します。

$$\text{課税売上総額} \times \frac{10}{110} - \text{課税売上に係る課税仕入額} \times \frac{10}{110} = \text{消費税納税額}$$

簡略化のため、軽減税率にかかる取引はなく、10%の取引のみ、国税と地方税の区分はせずに合計額で計算するものとします。上記算式中、重要なのは波下線部分です。消費税の納税義務者は受け取った売上に係る消費税の額を納税する義務がありますが、課税売上のための仕入等（原材料等の直接経費、家賃等の間接経費含む）に関して支払った消費税を控除（原則インボイスが必要）して、差額分のみ納税すればよいとされています。また、**売上に係る消費税よりも仕入れにかかる消費税が多ければ還付を受ける**ことができます。

ここで問題なのは、算式中傍点が振ってある「課税売上」というところです。前回の説明で、消費税を納付する必要がある取引として「非課税取引」と「不課税取引」があるという話をしました。これを上記の算式に当てはめて考えた場合、例えば、病院が社会保険診療を行った取引や、不動産賃貸業者が居住用の物件を貸した場合には「非課税取引」となります。この場合、病院であれば治療に使う注射器や薬等の購入には消費税を支払う必要がある一方、これらの購入のために支払った消費税は納税額から控除することができません。不動産賃貸の場合の建物の建築や修繕などに要した費用も同様です。

一方で、自動車などを、海外へ輸出するための取引は「免税取引」となります。ここで重要なのは、免税は「課税取引」であるという事です。どういうことかということ、海外へ商品を輸出する場合、その売上に要した仕入等に係る消費税は、非課税取引の場合と異なり上記算式で**控除することができる**のです。勿論、免税のため納付する消費税はありません。つまり、輸出に関する仕入等に係る**消費税は全額還付を受けることができる**のです。このことは輸出取引の割合が大きい企業にとっては、消費税が増税されても自分たちに大きな影響はないという事です。**自分たちが支払った増税された消費税のうち、輸出品に関するものは還付される**のですから。よく、**消費税は低所得者のほうが負担が重い「逆進性」がある**といわれます。これは見方を変えると**高所得者の負担が相対的に少なくなる**という事でもあります。一方、法人増税は法人の所得に対する割合が直接に増え、所得税は累進課税であるため、高所得者のほうが増税の影響が大きくなりやすいという性格があります。消費税の増税はその逆進性ゆえに法人（特に輸出関連業）や大企業の役員等、高所得者にとって相対的に有利に働く政策なのです。たまに大物財界人が、法人税や社会保険料の負担を減らし、消費税の増税を提言するのはこのようなところに理由があると考えられます。